

# 鎌ヶ谷市いじめ防止基本方針

鎌 ヶ 谷 市

鎌ヶ谷市教育委員会

(平成29年8月策定)  
(最終改定令和3年1月)

# 鎌ヶ谷市いじめ防止基本方針（目次）

第1章	いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1
1	いじめの定義	
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	
第2章	いじめの防止等のために鎌ヶ谷市が実施する施策	1～3
1	「鎌ヶ谷市いじめ防止基本方針」の策定	
2	いじめの未然防止・早期発見のための取組みの推進	
(1)	教育委員会の取組み	
(2)	関係機関との連携の推進	
(3)	情報モラル教育の推進	
(4)	いじめの早期発見のための取組み	
3	相談・情報収集及び関係機関等との連携体制の充実	
(1)	鎌ヶ谷市いじめ問題対策連絡協議会	
(2)	調査委員会（第三者委員会）	
第3章	いじめの防止等のために学校が実施すること	3～5
1	学校いじめ防止の基本理念	
2	学校いじめ防止基本方針	
3	学校の組織	
4	学校における取組み	
(1)	いじめの未然防止	
(2)	いじめの早期発見	
(3)	いじめに対する早期対応	
(4)	学校間及び地域との連携・協働	
第4章	保護者・市民の役割	6
1	保護者の役割	
(1)	いじめを受けた際の対応	
(2)	いじめの未然防止	
(3)	情報モラルに関する家庭の役割	
2	市民の役割	
第5章	重大事態への対処	7～8
1	重大事態の発生と調査	
(1)	重大事態の意味	
(2)	重大事態発生の報告	
(3)	重大事態の発生と調査	
2	調査結果の提供及び報告	
(1)	いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任	
(2)	調査結果の報告	
3	市長による再調査及び措置	
(1)	再調査	
(2)	再調査の結果を踏まえた措置等	
*資料		9～13
1	『いじめ防止対策推進法』より抜粋	
2	『千葉県いじめ防止対策推進条例』より抜粋	
3	《いじめの防止等の対策組織・重大事態発生時の調査組織》	
4	いじめ重大事態発生 報告書書式	

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。（※1 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第2条参照）

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、絶対に許されない行為である。全ての児童生徒（以下「児童等」という）はかけがえのない存在であり、社会の宝である。いじめは、それを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な問題を与える行為である。

鎌ヶ谷市（以下「市」という）は、いじめゼロを目指して、この「鎌ヶ谷市いじめ防止基本方針」のもと、いじめの防止等に努めるものである。いじめの防止等に向き合うためには、「いじめは、全ての児童等にも、どの学校でも、起こりうるものである」という認識に立つ必要がある。いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめは起こりうるものであるという前提に立ち、行われなければならない。

あわせて、全ての児童等が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に取り組むことができるよう、市、学校、保護者、家庭、地域社会その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

## 第2章 いじめの防止等のために鎌ヶ谷市が実施する施策

### 1 「鎌ヶ谷市いじめ防止基本方針」の策定

市は、法に基づき、教育委員会と協議のうえ、この「鎌ヶ谷市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応が実効的に行われるようにする。また、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施する。

## 2 いじめの未然防止・早期発見のための取組みの推進

### (1) 教育委員会の取組み

#### ①教職員の資質向上

教育委員会は、教職員が小中学校において児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめを許さない学校・学級の風土が醸成される教育を行うよう、教職員の資質向上に努める。

#### ②講演会及び研修会の企画・運営

教育委員会は、専門家を講師とする、いじめの防止対策に関する各種講演会、各校の生徒指導担当職員を対象とする各種研修会を企画・運営する。それにより、小中学校で専門的な知見が得られ、また、いじめ防止対策推進等の施策が反映できるようにする。

### (2) 関係機関等との連携の推進

教育委員会は、鎌ヶ谷市内小中高等学校生徒指導連絡協議会等を活用して、小中学校、青少年センター、東葛飾地区少年センター、市内高等学校、鎌ヶ谷警察署等関係機関との連携を深める。

### (3) 情報モラル教育の推進

教育委員会は、児童等の発達段階に応じたネットトラブルに関する注意喚起やSNSを使う際のマナー等、情報モラル教育を推進する。また、情報モラルについての研修を開催し、学校や保護者、地域の方への啓発活動を行うとともに、連携の充実を図る。

### (4) いじめの早期発見のための取組み

いじめを受けた児童等がその心の傷を広げることのないように、早期発見に努めるため、教育委員会は学校に対して「いじめ総点検調査」を実施してその結果を分析し、助言・指導にあたる。

### 3 相談・情報収集及び関係機関等との連携体制の充実

#### (1) 鎌ヶ谷市いじめ問題対策連絡協議会

※ P 1 2 の図 参照

市は、学校、教育委員会、P T A 連絡協議会、児童相談所、こども総合相談室、鎌ヶ谷警察署等で構成される、「鎌ヶ谷市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止対策等を協議する。

#### (2) 調査委員会（第三者委員会）

教育委員会は、いじめ重大事態が発生した際に調査を行わせるため、医師、弁護士、臨床心理士、学識経験者、その他の関係者により構成される調査委員会を設置する。教育委員会は、事案に応じて委員の参加を要請し、いじめ重大事態の調査を行わせる。

## 第 3 章 いじめの防止等のために学校が実施すること

### 1 学校いじめ防止の基本理念

この基本方針を受け、学校は、いじめの防止等のため、法第 1 3 条に基づき「学校いじめ防止基本方針」を策定し、必要に応じて見直しを行うとともに、法第 2 2 条に基づき設置した学校いじめ防止対策委員会と連携し、いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

校長の強力なリーダーシップの下、教職員、保護者、家庭、地域社会、教育委員会と連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

### 2 学校いじめ防止基本方針

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を、学校ホームページで公表する。

「学校いじめ防止基本方針」には、いじめの防止等のための取組み、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童等指導体制の確立、校内研修の充実など、いじめの防止等全体に関わる内容等を盛り込む。

### 3 学校の組織

学校は、組織的にいじめの防止対策に取り組む中核の役割を担う学校いじめ防止対策委員会を充実させるため、必要に応じて教育委員会に専門的な知識を有する職員の派遣を要請する。

## 4 学校における取組み

学校は、法、千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年条例第31号。以下「県条例」という。）及び市の基本方針第2章の施策を受け、以下のような取組みを行う。

### (1) いじめの未然防止

#### ① いじめについての共通理解と研修

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ・生徒指導の3機能（※2）を重視したわかる授業の展開に努め、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを目指す。
- ・障がいや個々の特性（発達障がい等を含む。）について、適切に理解した上で、児童等に対する指導にあたる。

※2 生徒指導の3機能 =	①自己決定の場
	②自己存在感
	③共感的人間関係

#### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童等の社会性を育むことを通して、いじめに向かわない態度・能力の育成に努める。

#### ③ 情報端末によるいじめの防止

携帯電話等による、SNSを利用したいじめについては、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらの防止について、しっかりと理解と責任を求めていく。

#### ④ 児童等が中心となるいじめ防止活動の推進

児童会や生徒会、あるいはそれに代わる児童等の組織をもとに、児童等が主体となるいじめの防止の取組みが推進されるように努める。

### (2) いじめの早期発見

#### ① いじめの早期発見のための措置

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いの延長あるいはそれを装い行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に

認知しようとする姿勢が必要である。

このため、学校は「いじめ総点検調査」と実態に即したアンケート調査や教育相談を随時実施し、いじめの実態把握に取り組む。そのために、児童等が気兼ねなく情報や意見を投函できる「相談箱」等の設置など、いじめに関する相談が容易にできる体制を整備し、児童等及び保護者に周知しなければならない。

## ② インターネット上のいじめやトラブルについて

学校は、ネットパトロールを実施している青少年センターと連携し、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。また、児童等が一人で悩みを抱え込まないよう、インターネット上のいじめに関する相談窓口等についても周知をする。

## (3) いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は、特定の教員で抱え込まず、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、同委員会を中心として組織的に対応をする。いじめを受けた児童等及びその児童等を助けようとした児童等を守ることを最優先にするとともに、いじめを行う児童等に対しては、当該児童等の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、事情や心情を聞き取りながら、継続的な支援を行う。また、状況によっては、教育委員会へ報告し、必要に応じて教育心理や福祉の専門家等の協力を得て継続的な支援を行う。

なお、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、直ちに警察へ通報し、被害児童等を守らなければならない。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害児童等の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

## (4) 学校間及び地域との連携・協働

中学校を中心に、それぞれの学区内の小中学校及び小学校間の連携を推進し、いじめの防止等生徒指導問題における課題や児童等の情報の共有を図る。また、地域の関係団体等に働きかけながら、いじめの防止等に適切に取り組んでいくため、地域との連携・協働を進める。

## 第4章 保護者・市民の役割

### 1 保護者の役割

#### (1) いじめを受けた際の対応

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを何よりも優先する。いじめの認知については、児童等が保護者に心配をかけたくないと考え、元気な様子を装い直接訴えに出ないこともある点に十分留意し観察をする。(※3 県条例第9条第1項参照)

#### (2) いじめの未然防止

保護者は、「いじめは絶対に許されない行為である」ことをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行う(※4 県条例第9条第2項参照)。さらに、保護者は市及び学校が講ずるいじめの防止等の為の措置に協力するよう努める。(※5 県条例第9条第3項参照)

#### (3) 情報モラルに関する家庭の役割

保護者は、インターネットでのネットトラブルやSNSの使い方について、その保護する児童等に十分理解させなければならない。具体的にはフィルタリング設定、インターネットやSNSでの不用意な書き込みで他人を傷つける行為の防止、利用時間や利用範囲について一定のルールを設ける等、その保護する児童等が予期をしていないトラブルを未然に防止できるよう努める。

### 2 市民の役割

市民は、児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努める必要がある。(※6 県条例第10条第1項参照)

いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校、その他の関係者に情報を提供するよう努める必要がある。(※7 県条例第10条第2項参照)



## 第5章 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味

法第28条の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」にある「いじめにより」とは、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童等の状況に着目をして判断をする。

(例)

- 児童等が自殺を企図した場合
- 心身に重大な被害が生じた場合
- 金品等に重大な被害が生じた場合 など

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、児童等の状況等から総合的に判断し、日数だけでなく個々のケースから十分把握する必要がある。

#### (2) 重大事態発生時の報告 ※8

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、まずはいじめを受けた児童等の被害を最小限に抑えるために最善を尽くさねばならない。あわせて、直ちに教育委員会に別添様式により、報告をする。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。※8 資料 P13 参照

#### (3) 重大事態の発生と調査

##### ① 調査の主体について

学校から重大事態発生時の報告を受けた場合、教育委員会が事案の調査主体となることを原則とするが、事案に応じて調査主体を学校とするか、教育委員会とするかについて関係する保護者の要望を十分に把握した上で判断する。

##### ② 調査を行うための組織について

調査は、そのいじめ事案の関係者と直接人間関係又は利害関係のない第三者による、公平性・中立性を確保した調査委員会を設けて行う。

## 2 調査結果の提供及び報告

### (1) いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。これらの情報の提供にあたり、教育委員会又は学校は、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、個人情報の取扱いに十分配慮する。

### (2) 調査結果の報告

調査結果について、調査委員会は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

## 3 市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

上記(2)の報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定により、報告された調査の結果について、市長が別に定める組織に再度調査(以下「再調査」という)を行わせることができる。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、調査の結果を踏まえ、児童福祉や青少年健全育成の観点から、必要な措置を講ずる。

市長は、個々の事案に応じて個人情報等に十分配慮しながら、再調査の結果を議会に報告する。

## 資料

### いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より抜粋

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## 千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号）より抜粋

（保護者の役割）

第9条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。

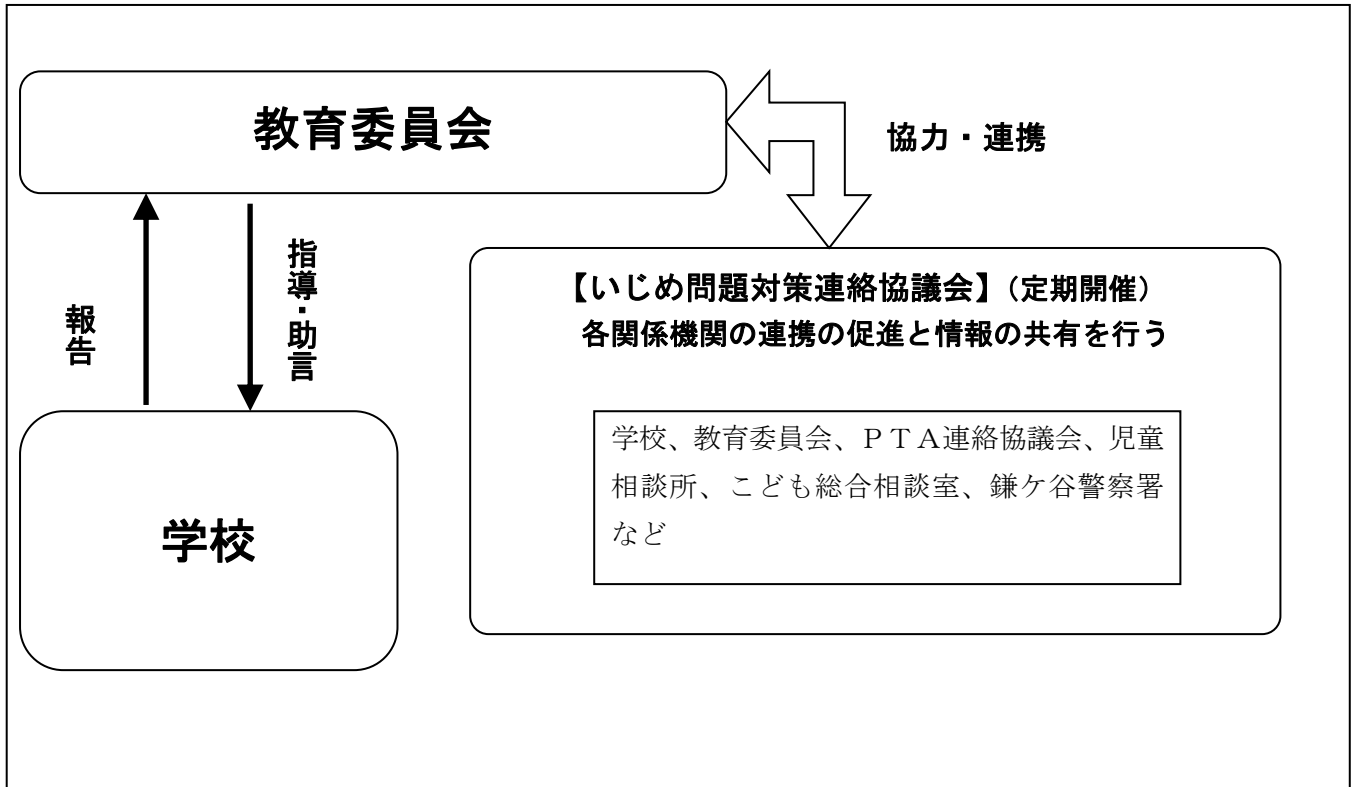
3 保護者は、国、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

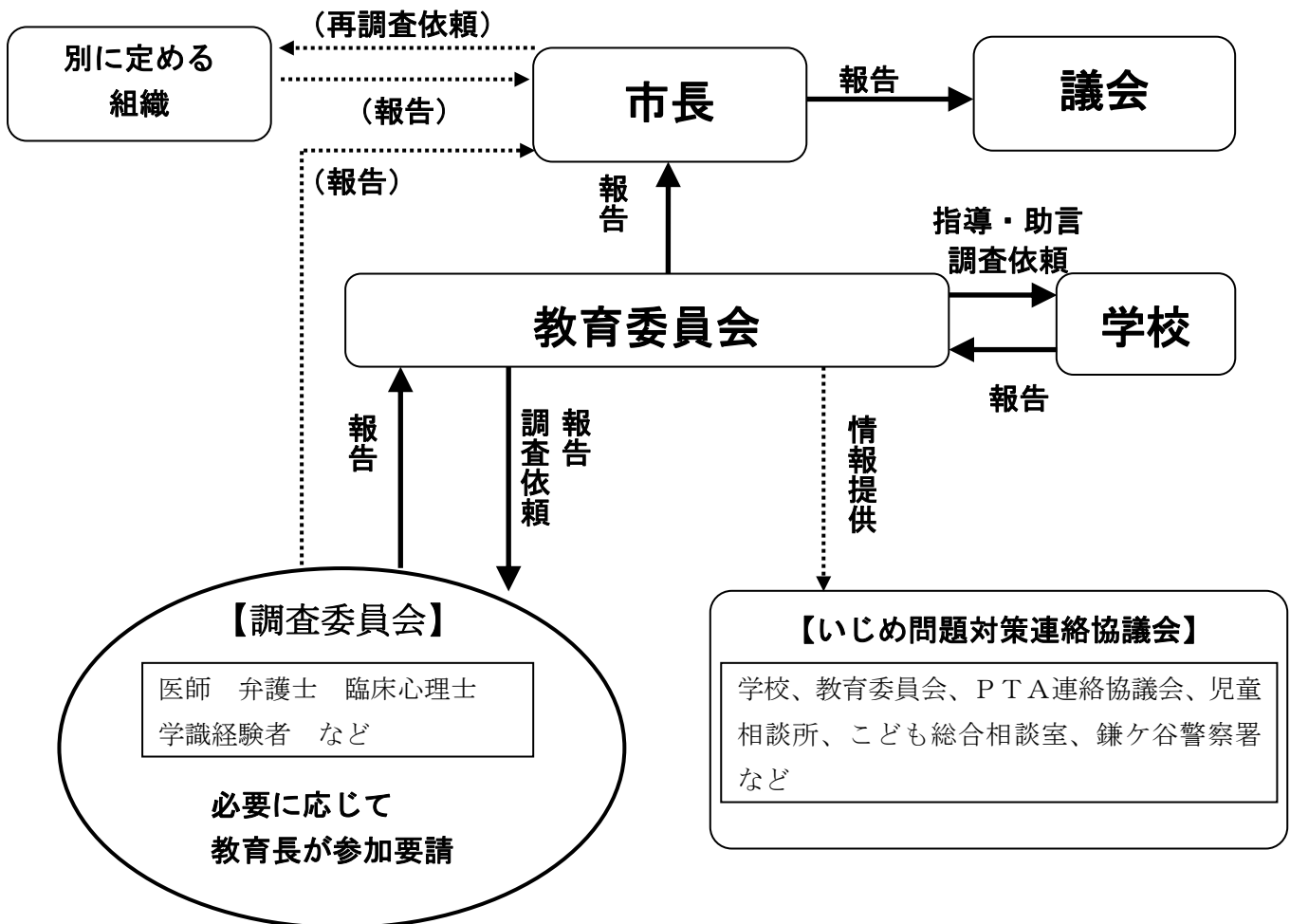
第10条 県民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保その他の安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 県民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、県、市町村、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

## 《いじめの防止等の対策組織》



## 《重大事態発生時の調査組織》



記号番号  
年 月 日

鎌ヶ谷市教育委員会  
教育長 様

〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇

### 重大事態発生について（報告）

このことについて、いじめ防止対策推進法第30条に基づき、本校で発生した重大事態について下記のとおり報告いたします。

#### 記

- 1 重大事態の概要
  - (1) 事由
  - (2) 当事者
  - (3) いじめの態様
  
- 2 重大事態の状況
  - (1) いじめ発見の経緯
  - (2) いじめの状況
  - (3) 学校の対応
  
- 3 今後の対応